

新型コロナウイルス感染症対策民間非営利活動支援事業
(NPO等における専門家相談支援事業) 助成金交付要綱

(趣旨)

第1 特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる(以下「杜の伝言板ゆるる」という。)は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により活動の自粛を余儀なくされた本県の民間非営利活動の再開・継続を支援するため、活動の継続に必要な専門家への相談を行う県内の民間非営利組織に対し、相談に要する経費の一部を宮城県新型コロナウイルス感染症対策民間非営利活動支援事業補助金交付要綱第8第1項の規定により宮城県から交付を受けた補助金の範囲内で、新型コロナウイルス感染症対策民間非営利活動支援事業(NPO等における専門家相談支援事業)助成金(以下「助成金」という。)として交付するものとし、その交付に関しては、この要綱で定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において「NPO等」とは、特定非営利活動法人、公益法人、一般法人(非営利型法人に限る)の民間非営利組織をいう。

2 この要綱において「専門家」とは、社会保険労務士、公認会計士、税理士、弁護士、中小企業診断士その他の公的資格を有する者をいう。

(助成対象者)

第3 この要綱に基づき、助成金の申請を行うことができる者(以下「助成対象者」という。)は、NPO等で次の各号に掲げる全ての要件に適合するものをいう。

- (1) 県内に主たる事務所があること。
- (2) 継続的に活動を行っており、引き続き活動する意思があること。
- (3) 公益的な活動を行っていること。
- (4) 宗教活動又は政治活動(政策提言活動は除く。)を主たる目的としていないこと。
- (5) 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等の統制の下にないこと。

(助成対象経費等)

第4 助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。), 助成率及び助成限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 助成対象経費の総額から助成金額を控除した金額については、助成対象者であるNPO等の負担とする。

(併給調整)

第5 行政による他の補助金の対象経費は、原則として助成対象としない。

(専門家相談の申込)

第6 専門家相談を希望し、助成金の交付を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、原則とし

て相談申込書（様式第1号）により令和3年1月18日までに杜の伝言板ゆるるの代表理事（以下「代表理事」という。）に提出しなければならない。

2 前項の相談申込書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 団体概要書（様式第2号）
- (2) 定款
- (3) 活動報告書（直近1事業年度分）
- (4) 財務諸表（直近1事業年度分）
- (5) その他代表理事が必要と認める書類

3 相談申込書等に不備があるときは、受付期間内に当該不備に係る補正が完了した時点で提出がなされたものとする。

（専門家の紹介）

第7 代表理事は、相談申込書等の提出があったときは、その内容を聴取し、専門家の紹介の可否について決定し、申込者に通知するものとする。

2 代表理事は、交付しない決定をしたときは、その理由を申込者に通知するものとする。

3 申込者が専門家を指名する場合は、専門家の紹介は行わないものとする。

（助成金の交付申請）

第8 助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第3号）により令和3年2月8日までに代表理事に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 専門家相談報告書（様式第4号）
- (2) 相談に要した経費の支払いがわかる領収書の写し
- (3) 振込先が確認できる書類（預金通帳の写し等）
- (4) その他代表理事が必要と認める書類

3 交付申請書等に不備があるときは、受付期間内に当該不備に係る補正が完了した時点で提出がなされたものとする。

（決定の通知・額の確定）

第9 代表理事は、交付申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、交付申請書等の内容が第3から第5までの規定に定める助成金交付の要件に適合すると認められるときは、交付の決定をし、その内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知するものとする。

2 代表理事は、交付しない決定をしたときは、その内容及びその理由を申請者に通知するものとする。

3 代表理事は、第1項の審査において、必要があると認められる場合は調査により交付申請書等の内容を確認するものとし、申請者は、その調査に協力しなければならない。

4 助成金の交付に当たり、その額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額を交付するものとする。

(交付の条件)

第10 助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するために付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請者は、代表理事が助成金の交付業務の適性かつ円滑な運営を図るために、報告を求め、又は調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。

(助成金の支払い)

第11 代表理事は、第9の規定により助成金の額を確定したときは、速やかに申請者に対し助成金の支払いを行うものとする。

(消費税等仕入控除額の確定に伴う助成金の返還)

第12 申請者は、助成金受け取り後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第5号により速やかに代表理事に報告しなければならない。

- 2 代表理事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し)

第13 代表理事は、申請者が次のいずれかに該当したと認められるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により、又はこの要綱の規定に反して助成金の交付の決定を受けたとき
 - (2) 助成金の交付の決定の内容、これに付した条件、この要綱若しくは法令に違反し、又はこれらに基づく代表理事の請求に応じなかったとき
- 2 代表理事は、前項による取消しをしたときは、申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第14 助成金の交付を受けた者は、代表理事が前条第1項の規定による取消しをした場合において、代表理事の請求があったときは、代表理事が定める期日までに、交付を受けた助成金の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の提出等)

第15 この要綱により代表理事に提出する書類の部数は1部とする。

- 2 前項の書類の提出は、郵送によってしなければならない。
- 3 助成金の交付を受けた者は、助成対象経費に係る交付決定兼額確定通知書については、交付決定の日属する杜の伝言板ゆるるの会計年度終了後5年間保存しなければならない。
- 4 助成金の交付を受けた者は、その組織を解散するとき、又は合併するときは、あらかじめ関係書類の保管等に関して代表理事に協議しなければならない。

(実態調査への協力)

第16 代表理事は、この要綱の目的を達するため、助成金の交付を受けた者に対し、専門家相談に関する実態調査への協力を要請することができる。

2 助成金の交付を受けた者は、前項の調査について、代表理事から協力を要請されたときは、これに応じるよう努めなければならない。

(加算金)

第17 助成金の交付を受けた者は、第14の規定により、助成金の返還を命ぜられた場合であって、代表理事の請求があったときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額。）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を杜の伝言板ゆるるるに納付しなければならない。

(延滞金)

第18 助成金の交付を受けた者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかった場合であって、代表理事の請求があったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を杜の伝言板ゆるるるに納付しなければならない。

(その他)

第19 この要綱に定めるもののほか、この助成金に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月4日から施行する。

別表（第4関係）

助成対象経費	専門家相談に要する経費 ※ 専門家相談とは、新型コロナウイルス感染症対策に係る各種支援金等の申請に係る相談、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う運営や資金計画などの課題解決のための相談（運営相談、税務相談、法律相談）等をいう。 ただし、各種書類の作成・申請代行は対象外とする。 ※ 令和2年6月1日以降に実施した専門家相談も遡って対象とする。
助成率	助成対象経費の3/4以内
助成限度額	1件当たり50千円 ※ 助成金額に係る千円未満の端数は、切り捨てるものとする。 ※ 申請は1団体1回限りとする。 ※ 複数回の相談をまとめて申請することも可能とする。